

香取広域市町村圏事務組合職員の旧姓使用に関する取扱規程

令和6年7月22日

訓令第4号

(趣旨)

第1条 この訓令は、香取広域市町村圏事務組合職員(以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等において使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 職員が使用する旧姓に関する取扱いについては、香取市職員の旧姓使用に関する取扱規程(令和6年香取市訓令第2号)の例による。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。